

目次

第1章 高崎市景観計画の目的

- 1 景観計画策定の背景と目的 2
- 2 景観計画の構成 6
- 3 景観計画の区域（法第8条第2項第1号） 6

第2章 景観形成の方向性

- 1 景観形成の基本的考え方 8
- 2 景観形成の方向性 10

第3章 地域別景観形成の方針（法第8条第2項第2号）

- 1 高崎・都心地域 32
- 2 高崎・問屋町周辺地域 34
- 3 高崎・観音山周辺地域 36
- 4 高崎・東部地域 38
- 5 高崎・北部地域 40
- 6 高崎・西部地域 42
- 7 高崎・南部地域 44
- 8 倉淵地域 46
- 9 箕郷地域 48
- 10 群馬地域 50
- 11 新町地域 52
- 12 榛名地域 54
- 13 吉井地域 56

第4章 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）

- 1 景観誘導の基本的考え方 60
- 2 届出対象行為 62
- 3 景観形成基準 63

第5章 景観重点地区

- 1 景観重点地区の指定の考え方 70
- 2 景観重点地区の指定基準 72

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号）

- 1 景観重要建造物の指定の方針 74
- 2 景観重要樹木の指定の方針 77

第7章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号イ）

- 1 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方 80
- 2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項 80

第8章 景観重要公共施設の整備等に関する事項（法第8条第2項第5号ロ）

- 1 景観重要公共施設の指定の方針 82
- 2 景観重要公共施設の整備に関する基本的考え方 82
- 3 占用許可に関する基本的考え方 83

第9章 景観形成の推進方策

- 1 景観まちづくり意識の醸成とパートナーシップの強化 86
- 2 景観審議会の効果的な運用 87
- 3 国・県など関係機関との連携 87
- 4 公共施設の先導的な景観形成 87
- 5 全庁的な推進体制 87

資料編 89